

系列事業所移籍届出書

公益財団法人姫路市中小企業共済センター様

下記会員は系列事業所へ移籍のため、新事業所での会員資格の継続をお願いします。

(旧事業所)		(新事業所)	
事業所コード		事業所コード	
事業所名	事業主印	事業所名	事業主印
事業主名		事業主名	

下記会員の資格喪失の届出をします。

下記会員の追加加入の届出をします。

フリガナ	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	性別	男・女
会員名					

○旧事業所記入欄

旧会員コード	—	
旧事業所での退職金共済の加入の有無	1. 加入 2. 未加入	
旧事業所で退職金共済に加入されている場合の口数	□ (退職金共済に加入されていない場合記入不要)	

○新事業所記入欄

移籍年月日	令和 年 月 日	県内・県外区分	1. 県内 2. 県外
新事業所での会員区分	1. 事業主 2. 常勤役員 3. 非常勤役員 4. 家族従業員 5. 雇用従業員 6. パートタイマー 7. アルバイト		
事業主との関係	1. 事業主と同一生計でない 2. 事業主と同一生計である		
新事業所での退職金共済の加入の有無	1. 加入する 2. 加入しない	同意印	
新事業所で退職金共済に加入される場合の口数は、旧事業所での加入口数と同じです。			

○共済センター使用欄

新会員コード	—	旧事業所での県内・県外区分	1. 県内 2. 県外
特別弔慰金加入の有無	旧事業所	1. 加入 2. 未加入	新事業所 1. 加入 2. 未加入
(備考)			

※この用紙は、複写し使用されても差しつかえありません。

※この用紙は、1人に付1枚となっておりますので、複数の移籍があった場合人数分提出してください。この場合、新旧事業所の事業主印は、1枚目（1人目）のみの押印で結構です。

※旧事業所で退職金共済に加入されており、新事業所でも続けて退職金共済に加入される場合、ご本人の同意印が必要です。（退職金共済に加入されない場合、同意印は不要です。）

※この用紙は、FAX(079-283-5680)での受付もできますが、原本は後日共済センターへ提出してください。

※締切日は毎月10日（必着）となっております。なお、10日が土・日・祝日の場合は前日までのセンター業務日が締切日です。